



京都府産木材認証（証明）の手続き

- 1 京都府産木材認証（証明）のルール
- 2 京都府産木材認証（証明）依頼手続き
- 3 依頼の際の留意点

指定認証機関
一般社団法人京都府木材組合連合会
今井 英行

1 京都府産木材認証(証明)のルール(1)〔認証制度〕

■京都府産木材認証制度とは

京都府産木材認証制度(以下、「認証制度」という。)は、京都府産木材の利用により、木材の輸送時に排出される二酸化炭素量(ウッドマイレージCO₂)の削減や森林整備を促進することで、地球温暖化防止を進める制度(創設:平成16年度)

■京都府産木材の認証(証明)とは

京都府内の森林から合法的に伐採された木材が、認証制度で認定を受けた事業者によって生産・加工・流通したものであって、京都府が指定する認証機関※において認証(証明)した木材

※認証機関:(一社)京都府木材組合連合会(H30~)

認証(証明)された木材が必要となる場合の例

- ・京都府補助事業(ひろがる京の木整備事業など)を活用する場合
- ・京都府(市)地球温暖化対策条例で「府内産木材等」の利用が義務づけられている場合
- ・公共工事で「京都府内産木材」の使用が指定されている場合 等

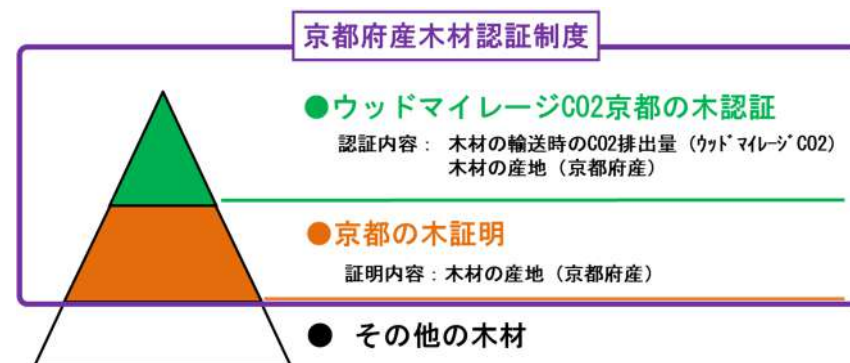
■京都府産木材認証(証明)の種類

① ウッドマイレージCO₂京都の木認証

府の認定を受けた**府内の事業者のみ**によって、府内で生産・加工・流通したもの。

② 京都の木証明

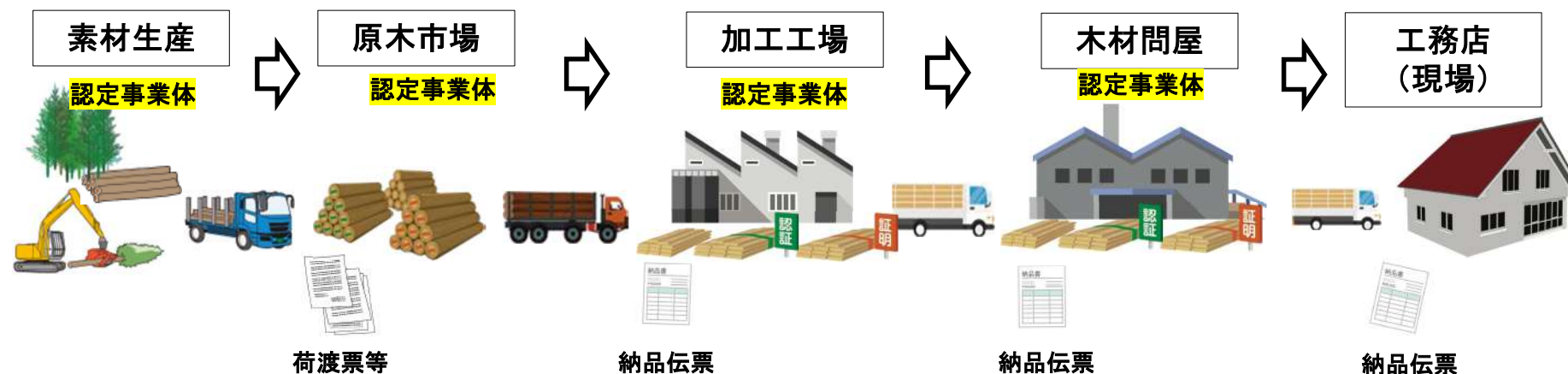
府の認定を受けた**府内事業者**又は認証機関の認定を受けた**府外事業者**によって、生産・加工・流通したもの。



1 京都府産木材認証(証明)のルール(2)〔認証制度〕

「ウッドマイレージCO₂京都の木認証」や「京都の木証明」といった京都府産木材の証明は、伐採から加工・流通に至るまで京都府が認定する「取扱事業者」または指定認証機関の京都府木材組合連合会が認定する「認証機関登録事業者」が取り扱った木材でなければ認証(証明)を受けることが出来ません。

⇒分別管理等、認証制度を確実に遵守・実行できる事業者として認定されているため。



■認証(証明)の条件:

- ①京都府内の森林で**合法的に伐採**された木材が、流通・加工の各過程で、**認定された事業者**により、適切に**分別管理**され現場まで届けられたか。
- ②当該木材は、京都府外で流通・加工されか。(WM認証対象か京都の木証明対象か。)

■確認方法: 納品書等の伝票に記載された内容で確認 ➡ **伝票が重要! (根拠資料)**

1 京都府産木材認証(証明)のルール(3)〔伝票記載①〕

伝票のポイント(必要事項を確認して次にリレー)

納品書(サンプル)

No. _____
年 月 日

〇〇〇〇工務店 御中

事業体番号 [取扱事業体認定番号]

〇〇製材所
代表者名

下記のとおり納品申し上げます。

品名	樹種	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証対象)
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (京都の木証明対象)
合計							

※上記の京都府産木材は、材料となる樹木が京都府内の森林から合法的に伐採されたことが確認された木材です。

【注】記載例

- ・「ウッドマイレージCO₂京都の木認証」の対象になる木材の場合：
「上記の京都府産木材は、京都府産(ウッドマイレージCO₂京都の木認証対象)」等と記載。
- ・「京都の木証明」の対象になる木材の場合：
「上記の京都府産木材は、京都府産(京都の木証明対象)」等と記載。

【記載上の注意点】

登録番号(〇〇-T-〇〇、〇〇-NT-〇〇)

どの木材が京都府産木材(認証材か証明材か)か分かるように記載

例1

- 摘要欄に「京都府産(ウッドマイレージCO₂京都の木認証対象)」又は「京都府産(京都の木証明対象)」と記載

例2

- ※印を付ける
「※印は京都府産(ウッドマイレージCO₂京都の木認証対象)」又は
「※印は京都府産(京都の木証明対象)」と記載

など

京都府産木材であること
合法的に伐採されたこと

1 京都府産木材認証(証明)のルール(4) 〔伝票記載②〕

適切な伝票のリレー



POINT 01

京都府産木材認証(証明)の
種類が記載されていること

「ウッドマイレージCO₂京都の
木認証」、「京都の木証明」
のいずれが対象になるのか
伝票に記載されていること

POINT 02

「合法性の確認」が記載され
ていること

合法的に伐採された木材である
ことが記載されていること
「合法木材供給事業体認定番号」
が付与されている場合はその番号

2 京都府産木材認証(証明)の依頼手続き(1) 〔依頼書の種類①〕

■京都府産木材の産地証明は2種類(認証書、証明書)、依頼書は3種類

**ウッドマイレージCO2京都の木認証
依頼書(様式3)**

**京都の木証明
依頼書(様式5)**

**ウッドマイレージCO2京都の木認証
+
京都の木証明
依頼書(様式7)**

■最新の様式を使用して下さい。(木連HPからダウンロード)
<https://www.kyomokuren.or.jp/jigyo-naiyo/ninsyoseido>



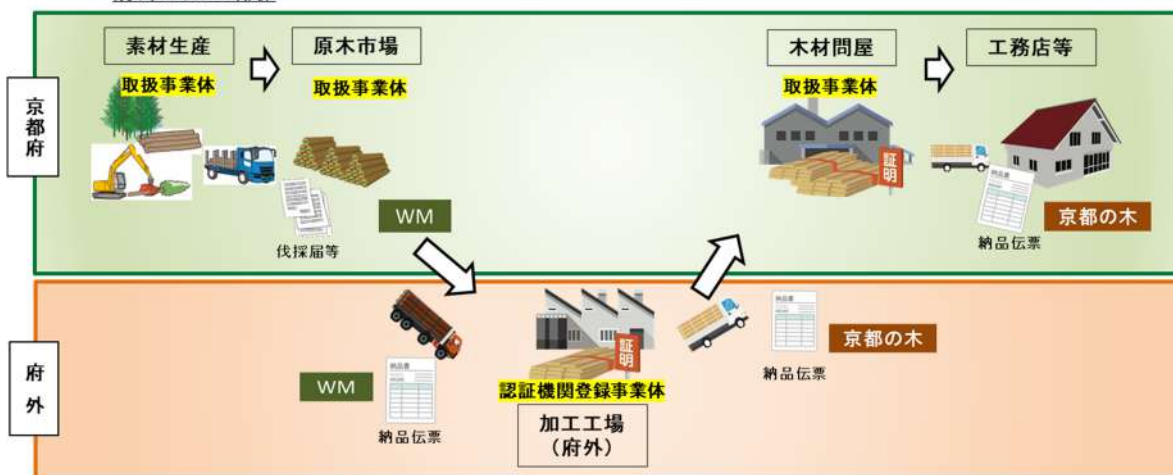
2 京都府産木材認証(証明)の依頼手続き(2) 〔依頼書の種類②〕

府内のみで加工・流通

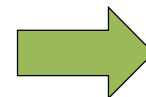


※ WM: ウッドマイレージCO2京都の木認証

府外で加工(例)



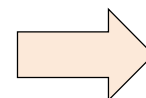
府内及び府外で加工・流通(例)



【様式3-1】 申請書

【様式3-2】 申請書

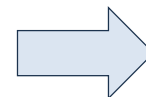
ウッドマイレージCO2京都の木認証
依頼書(様式3)



【様式5-1】 申請書

【様式5-2】 申請書

京都の木証明
依頼書(様式5)



【様式7-1】 申請書

【様式7-2】 申請書

ウッドマイレージCO2京都の木認証
+
京都の木証明
依頼書(様式7)

2 京都府産木材認証(証明)の依頼手続き(3)〔依頼書様式①〕

依頼書(様式3-1など)

【様式3-1】

受理	手数料
/	/

申請日 年 月 日

一般社団法人京都府木材組合連合会 会長 宛

【FAX】075-811-2593

【E-mail】info@kyomokuren.or.jp



ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証依頼書

【依頼者(請求書・証書送付先)】

名 称 (団体名及び代表者名)			
京都府産木材利用推進協議会会員・非会員別	☐ 会 員	☐ 非会員	(いずれかに○)
認定番号・登録番号	-	-	会員の場合、取扱事業体認定番号、又は緑の事業体登録番号を記載してください。
住 所	〒		
担当者連絡先	TEL : FAX :	担当者氏名 :	

【申請内容】

工事名(製品名)			
工事場所 (製品の納品場所)			
証書交付先(あて名)	名 称 (団体名等)	※依頼者と異なる場合のみ記入	
工事(製品)の種類 (いずれかに○)	民間	☐ 一般建築(住宅) 工種 (☐ 新築 ☐ 建売新築 ☐ 増改築・リフォーム)	(ア)
		☐ 一般建築(非住宅:店舗・事務所等) ※ひろがる京の木整備事業を活用する建物など 工種 (☐ 新築 ☐ 増改築・リフォーム)	(イ)
		☐ 特定建築物 (地球温暖化対策条例に基づき府内産木材を使用する建物)	(ウ)
		☐ 家具備品 ☐ その他()	(エ)
	公共	☐ 土木事業 ☐ 建築物 ☐ 家具備品 ☐ その他()	

【提出資料】 下記1～3について、郵送・FAX又はE-mailで送付して下さい。

- 1) 「認証依頼書【様式3-1】」(本表〔押印不要〕)
- 2) 「使用材料一覧【様式3-2】」
- 3) 「伝票等」(現場に納品された最終伝票の写し)

【重要】伝票についての留意事項

- ・事後に作成された出荷証明書等は認証の根拠資料とはなりません。(伝票を添付してください)
- ・「ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証の対象木材」の表示を確認してください。
- ・令和3年5月1日以降の伝票で、「京都府産」のみの記載は認証できません。

【手数料(消費税込)】

	申請手数料	発行手数料	合 計
基本額	7,040 円	1,760 円	8,800 円
推進協議会会員	4,400 円	1,100 円	5,500 円

- ・審査終了後、依頼者あてに手数料の納入通知(FAX)をお送りします。納入確認後、認証書を発行します。
- ・認証書は依頼者あてに発行します。認証書交付先(あて名)が異なる場合は該当欄に記入してください。
- ・代理で依頼する場合は、代理依頼者の連絡先等を明記した書面を添付してください。
- ・ご不明な点があれば府木連事務局までお問い合わせ下さい。(電話：075-802-2991 担当 今井、栗山)

① 申請日

② 依頼者の名称等(請求先、証書交付先)

③ 京都府産木材利用推進協議会の会員・賛助会員の有無
(取扱事業体、緑の事業体、認証機関登録事業体)

④ 取扱事業体等の登録番号(非会員の場合は空欄)

⑤ 依頼者の住所、連絡先等(内容等の問合せ先)

⑥ 工事名(物件名等)、家具・備品の場合は製品名

⑦ 工事場所(住所)、家具・備品の場合は納品場所

⑧ 証書等交付先(あて名)が②の依頼者と異なる場合は記載

⑨ 工事(製品)の種類

(ア) ■京都府補助金(ひろがる京都の木整備事業(住宅タイプ、非住宅タイプ))の場合等(特定建築物以外の建築物)

(イ) ■地球温暖化対策対策条例で府内産木材の使用が義務付けられている場合(特定建築物)

(ウ) ■京都府の補助金(ひろがる京の木整備事業(木製品導入支援タイプ))の場合等

(エ) ■公共工事等で府内産材の使用が定められている場合等

2 京都府産木材認証(証明)の依頼手続き(5)〔依頼書様式③〕

チェックシート

提出不要（依頼者控）

（参考）

ウッドマイレージCO₂京都の木認証依頼書

チェックシート

事 項		チェック 欄
【依頼書】 【様式3-1】	1 【依頼者】、【申請内容】に必要な事項を全て記入しましたか。	
	2 【申請内容】の「工事（製品）」の種類にチェックをしましたか。	
	3 認証書の交付先を確認しましたか。 （空欄の場合、依頼者あてに発行します。）	
【使用材料一覧】 【様式3-2】	4 「使用材料一覧」に必要な事項を全て記入できていますか。 （使用材料欄と同じ内容が記載されている書類があれば代用可能） ※木製品の場合、材積が計算できる図面を添付してください。	
	5 材積（m ³ ）欄および材積の合計値を記入していますか。	
【必要書類（伝票）】	6 【様式3-2】に記載した製品について、納材業者（取扱事業者）からの納品伝票又は請求伝票（控えまたはコピー）を添付しましたか。 ※事後に作成された出荷証明書等は証明の根拠資料とはなりません。	
	7 伝票には、「ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証の対象木材」と表示されていますか。 【注】令和3年5月1日以降の伝票で、単に京都府産と記載されている木材は、ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証ができませんのでご注意ください。	

* ご不明な点がございましたらお問合せください *

【認証書、計算書発行の手続きに関して】

一般社団法人 京都府木材組合連合会
〒604-8417 京都市中京区西ノ京内畑町 41 番 3
TEL : 075-802-2991
FAX : 075-811-2593
Email : info@kyomokuren.or.jp
http://www.kyomokuren.or.jp

【京都府産木材認証制度に関して】

京都府農林水産部林業振興課木材産業係
TEL : 075-414-5009
FAX : 075-414-5010
http://www.pref.kyoto.jp/rinmu/14100081.html

■チェックシート(提出不要)■

代理人連絡票

代理人連絡先等

依頼者の代理で依頼書等の書類を作成された場合に添付してください。

※依頼書の内容についての問い合わせ先（手数料請求先、証書送付先ではありません。）

氏 名	
所属（会社等の名称）	
電話番号（所属）	
同（携帯）	
FAX 番号	
E-mail	

連絡事項

■代理で依頼書を作成された場合のみ添付して下さい。■

- ・内容の問合せは依頼者ではなく代理人に行います。
- ・請求書、証書は依頼者に送付します。

2 京都府産木材認証(証明)の依頼手続き(6)〔依頼の流れ①〕

依頼書の作成から提出まで(依頼者)

STEP 1

受け取った**納品書**の記載内容を確認

- ・事業体認定番号
- ・納品先、納品場所
- ・材の明細
- ・合法性の記載
- ・ウッドマイレージCO2認証または京都の木証明の対象材

「**WM認証**」対象材」のみ
(様式3-1, 3-2)

「**京都の木証明**」対象材のみ
(様式5-1, 5-2)

両者混在(**WM**+**京都の木**)
(様式7-1, 7-2)

STEP 2

納品書から、納材業者及び証明に係る府内産材を、該当の**木材一覧表**様式に転記(品目毎の寸法、数量、材積、合計材積)
→様式7の場合は、「WM認証材」か「京都の木証明材」か○印を付ける。

STEP 3

該当する**依頼書**様式に必要な事項を記載

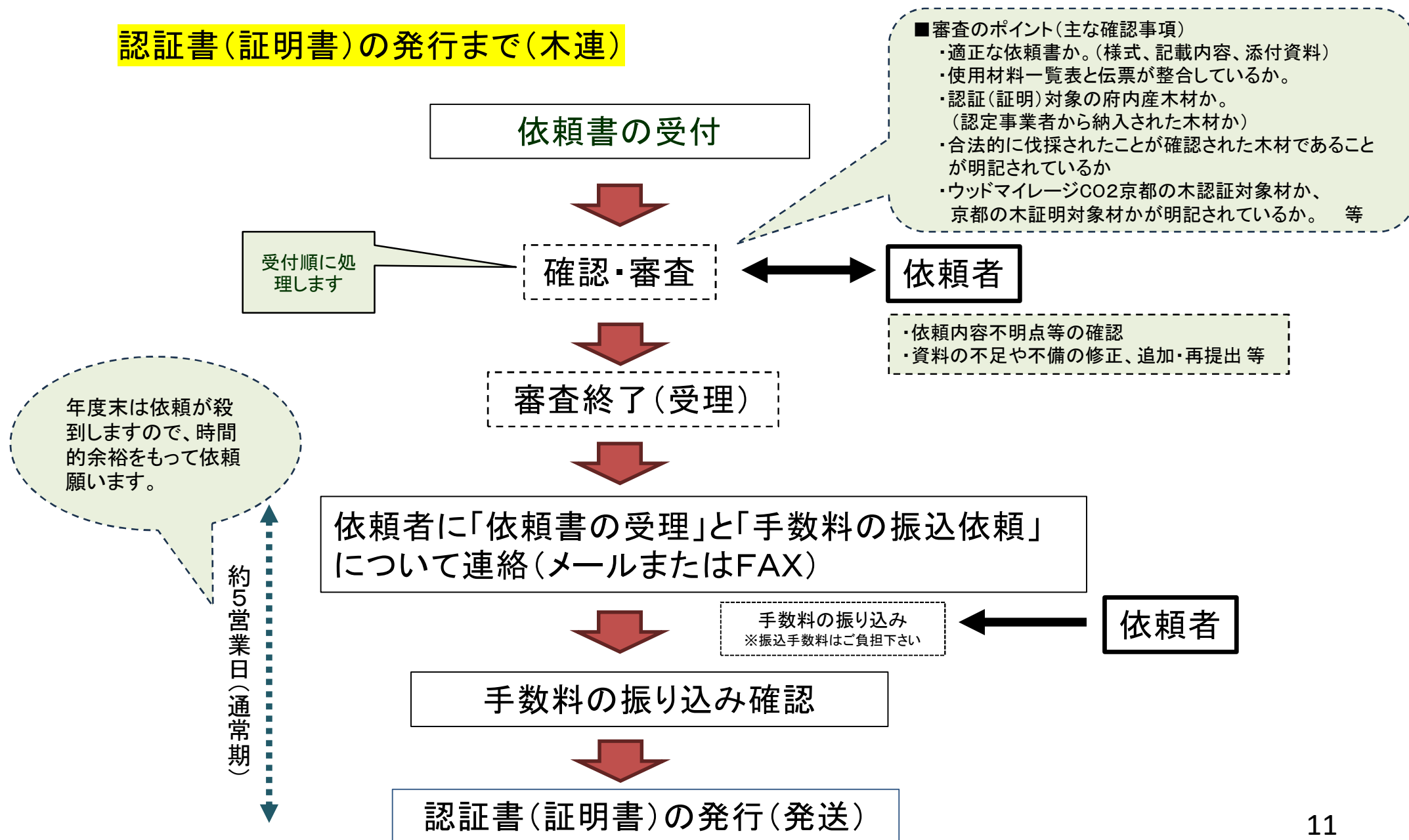
証明書のあて
先に注意

STEP 4

チェックシートで確認後、FAXまたはメールで木連に提出(押印不要)
提出書類 : ①**依頼書** + ②**木材一覧表** + ③**納品書**(現場あて最終伝票)

2 京都府産木材認証(証明)の依頼手続き(7) 〔依頼の流れ②〕

認証書(証明書)の発行まで(木連)



3 依頼の際の留意点(1)〔納品書から依頼書に転記〕

工務店への伝票(最終伝票)
〔取扱事業体の例〕

認証(証明)依頼
【様式7-2】作成

納品書

No. 年 月 日

□□工務店 御中

認定番号 ○○○-○○-○○○

○○木材店

下記のとおり納品申し上げます。

品名	樹種	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
土台	ヒノキ	120×120×4000	19	本			京都府産(ウッドマイレージ0.0京都の木証証対象)
土台	ヒノキ	120×120×3000	4	本			京都府産(ウッドマイレージ0.0京都の木証証対象)
大引	ヒノキ	105×105×4000	12	本			京都府産(京都の木証明対象)
火打	ヒノキ	105×105×4000	1	本			京都府産(京都の木証明対象)
火打	ヒノキ	120×270×3000	2	本			京都府産(京都の木証明対象)
火打	ヒノキ	120×210×4000	6	本			京都府産(京都の木証明対象)
母屋	ヒノキ	120×150×4000	6	本			京都府産(ウッドマイレージ0.0京都の木証証対象)
母屋	ヒノキ	120×120×4000	2	本			京都府産(ウッドマイレージ0.0京都の木証証対象)
土台	ヒノキ	120×120×4000	4	本			京都府産(京都の木証明対象)
母屋	ヒノキ	120×120×3000	1	本			京都府産(ウッドマイレージ0.0京都の木証証対象)
合計			57				

※上記の京都府産木材は、材料となる樹木が京都府内の森林から合法的に伐採されたことが確認

【様式7-2】
使用材料一覧

品名	樹種	数量	規格(mm)			材積 (m ³)	納材業者	ウッド マイレージ 0.0京都	京都の木 証明
			縦	横	長さ				
土台	ヒノキ	19	120	120	4000	1.0944	京都木材店	○	
土台	ヒノキ	4	120	120	3000	0.1728	京都木材店	○	
大引	ヒノキ	12	105	105	4000	0.5292	京都木材店		○
火打	ヒノキ	1	105	105	4000	0.0441	京都木材店		○
火打	ヒノキ	2	120	270	3000	0.1944	京都木材店		○
火打	ヒノキ	6	120	210	4000	0.6048	京都木材店		○
母屋	ヒノキ	6	120	150	4000	0.4320	京都木材店	○	
母屋	ヒノキ	2	120	120	4000	0.1152	京都木材店	○	
土台	ヒノキ	4	120	120	4000	0.2304	京都木材店		○
母屋	ヒノキ	1	120	120	3000	0.0432	京都木材店	○	
						0.0000			
						0.0000			
						0.0000			
						0.0000			

転記

伝票記載の順番通りに使用材料一覧表様式に転記して下さい。
(様式3、5も同じ)

※同一規格の材であっても集計等せずにそのまま転記



流通業者
(取扱事業体)



工務店(現場)

						0.0000			
						0.0000			
小計	ウッドマイレージ0.0京都の木証証					1.8576			
	京都の木証明					1.6029			
合計						3.4605			

3 依頼の際の留意点(2)〔納品書、依頼書記載の留意点〕

令和5年度から京都府の補助事業(ひろがる京の木整備事業／住宅タイプ)で、**横架材に府内産木材を使用した場合、対象製品の購入費について補助率が加算**されることになりました。

補助率加算対象とする場合は、必ず**納品書、依頼書(材料一覧表)に必要事項を記載**して下さい。

納品書

納品書 (例)

年 月 日

〇〇工務店 御中 認定番号 R2-T-99

〇〇製材

下記のとおり納品申し上げます。

品名	樹種	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
梁桁	スギ	120×240×3000	4	本			京都府産
	スギ	120×240×3000	4	本			京都府産
母屋	スギ	120×120×4000	8	本			京都府産
合計			16				

※上記の京都府産木材は、材料となる樹木が京都府内の森林から合法的に伐採されたことが確認された木材です。
上記の京都府産木材は、ウッドマイレージCO2京都の木認証対象です。

対象部材名が記載されていない場合、加算対象になりません！

【様式3-2】 依頼書(材料一覧表)

使用材料一覧

品名	樹種	数量	規格(mm)			材積(m)	納材業者
			縦	横	長さ		
梁桁	スギ	4	120	240	3000	0.3456	〇〇製材
	スギ	4	120	240	3000	0.3456	〃
母屋	スギ	8	120	120	4000	0.4608	〃

〈横架材の加算〉
横架材に府内産木材を使用した場合は、**対象製品の購入費について『15%』**加算されます！

対象部材：梁桁 母屋 棟木 隅木
(対象部材以外は加算の対象外)

注意！ 京都の木証明書又はウッドマイレージCO2京都の木認証書の「品名」欄に、**対象部材の記載があるものを必ず提出して下さい**

注意！

【様式6付】 発行番号 0000

認定(証明)書 (明細書)

京都府産木材明細書

品名	樹種	数量	規格(mm)			材積(m)	納材業者	木材の用途
			縦	横	長さ			
梁桁	スギ	4	120	240	3000	0.3456	〇〇	××
	スギ	4	120	240	3000	0.3456	〇〇	××
母屋	スギ	8	120	120	4000	0.4608	〇〇	××

不可

(出典)ひろがる京の木整備事業(住宅タイプ)申請手引き書(抜粋)

■まとめ(よくある質問)

Q1 証明が必要な場合とは

特に定めはありませんが、下記の場合は必要となります。

- ・京都府産木材の利用に係る京都府補助事業(ひろがる京の木整備事業など)を活用する場合
- ・京都府(市)地球温暖化対策条例で京都府産木材の利用が義務づけられている場合
- ・公共工事で京都府産木材が指定されている場合 等

Q2 依頼者は誰か

認証(証明)書が必要な方です。木材納入業者の方や施主の方など、どなたでも依頼することができます。
(手数料は依頼者に御請求します。)

Q3 依頼様式はどれか

依頼される認証(証明)の種類により3種類の様式を用意しています。

- ①「ウッドマイレージCO2京都の木認証対象材」だけの場合 → 様式3
- ②「京都の木証明対象材」だけの場合 → 様式5
- ③両者ある場合 → 様式7

※「ウッドマイレージCO2京都の木認証対象材」は「京都の木証明」で発行することもできます。

(ウッドマイレージの計算が不要な場合など。この場合は様式5を使用してください。)

※京都府の補助制度では認証等の種類で補助率に差がある場合があります。

Q4 どこに何を提出するのか

「①依頼書」+「②使用材料一覧」+「③最終伝票の写し」を木連に提出して下さい。(メール、FAX)
家具の場合は図面と部材の明細表も添付して下さい。

■まとめ(よくある質問)

Q5 依頼書に添付する「最終伝票」とは何か

建築現場に納品された際の取扱事業体又は認証機関登録事業体からの納品書等の写しが必要です。

※事後に作成された「出荷証明書」等は根拠資料とはなりません。

Q6 伝票に記載が必要な事項は何か

品名、樹種、規格(寸法)、数量に加え、下記の2点の記載をお願いします。

①「**京都府産木材認証(証明)の種類**」

→「**ウッドマイレージCO₂京都の木認証**」または「**京都の木証明**」対象材

②「**合法性の確認**」

→合法的に伐採されたことが確認された木材であること。

Q7 証明申請の費用は

審査終了後、下記の手数料のお振り込みをお願いします。(木連から振込依頼のご連絡をします。)

■「**ウッドマイレージCO₂京都の木認証依頼書**」(様式3)、「**京都の木証明依頼書**」(様式5)

- ・申請手数料 7,040円 (会員 4,400円)
- ・発行手数料 1,760円 (会員 1,100円)
- ・合 計 **8,800円 (会員 5,500円)**

■「**ウッドマイレージCO₂京都の木認証及び京都の木証明依頼所**」(様式7)

- ・申請手数料 7,040円 (会員 4,400円)
- ・発行手数料 3,520円 (会員 2,200円)
- ・合 計 **10,560円 (会員 6,600円)**

※会員: 京都府産木材利用推進協会会員

■最後に(事後調査へのご協力)

事後調査とは

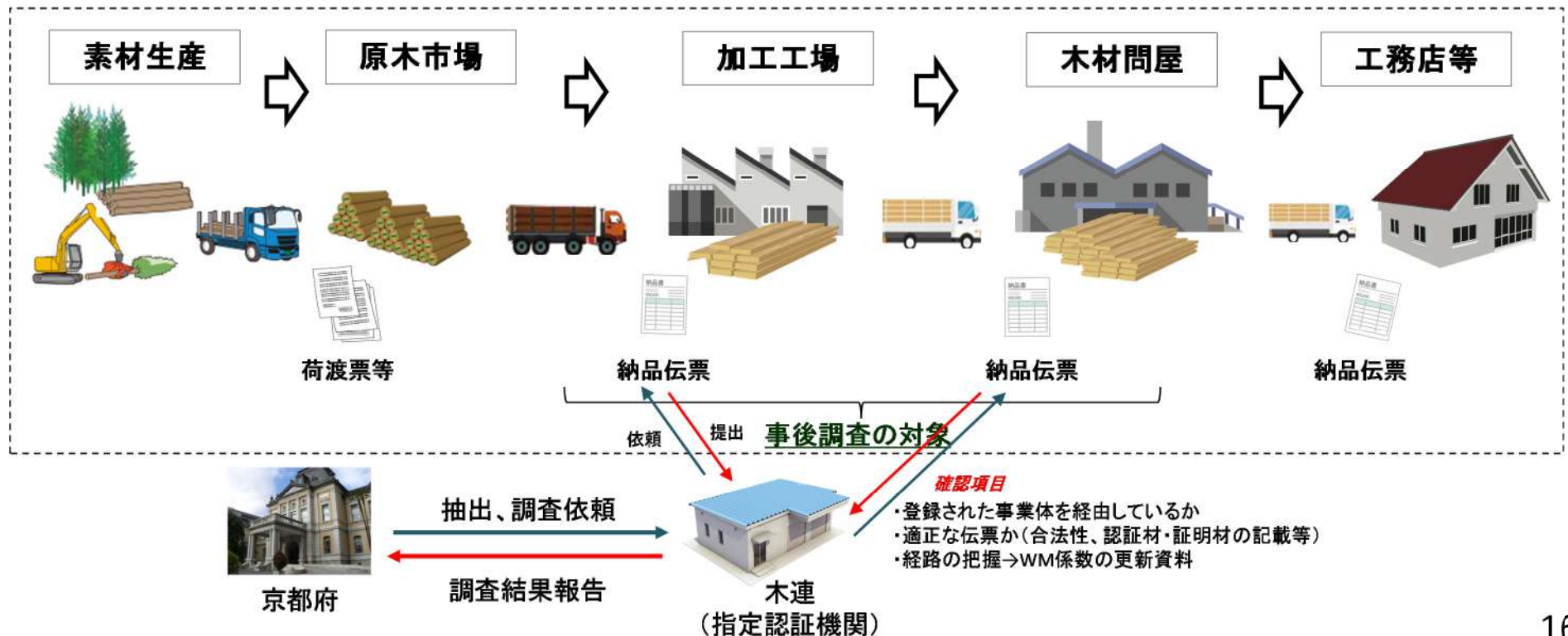
認証書を発行した木材の生産・加工・流通の確認など
認証制度の精度を確保するために行うものです。

- ① 京都府は毎月の認証書等の1割の抽出をする。
- ② 木連は抽出された当該木材の生産、加工、流通に係る伝票等(写)を、
順次取扱事業体等から入手し、その内容を確認する。
- ③ 調査結果について、京都府に報告する。

お願い！

認証制度維持のために...

- 伝票の保管(5年間)
- 事後調査対象になった場合、伝票の写しの提供



■参考(制度詳細、様式等のダウンロード)

京都府木連 🔍 検索

①「京都府木連」等で検索



②このアイコンをクリック



<https://www.kyomokuren.or.jp/jigyo-naiyo/ninsyoseido>



ウッドマイレージ(様式3)

③必要な依頼様式へ

京都の木(様式5)

ウッドマイレージ+京都の木(様式7)

■参考(京都府産木材利用推進協議会)

京都府産木材利用推進協議会は、取扱事業体及び緑の事業体、認証機関登録事業体が構成員となり、認証機関や京都府と連携し京都府産木材の供給や利用推進の取組を実施しています。

■設立 平成27年6月2日
(「京都府産木材認証制度運営協議会」が発展的解散し設立)

■設置根拠 京都府産木材認証制度実施要綱

■活動内容

- (1) 透明性の高い京都府産木材認証制度の運営に係ること。
- (2) 京都府産木材認証制度の拡充に係ること。
- (3) 京都府産木材認証制度に係る経費及び負担に関すること。
- (4) 京都府産木材の利用・販売の促進に関すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要なこと。

■構成員

取扱事業体及び緑の事業体(知事認定、登録)

認証機関登録事業体(指定認証機関(府木連)認定)

構成員数(令和6年12月現在:実会員数 500社)

- ・取扱事業体(素材生産、流通、加工等) 213社(知事認定)
- ・緑の事業体(工務店、設計事務所) 250社(知事登録)
- ・認証機関登録事業体 74社(木連認定)

■事務局:一般社団法人京都府木材組合連合会

■ホームページ

- ・京都の木検索ナビ(取扱事業体、認証機関登録事業体)
<https://kyomokumoku.net/>
- ・京都の木の家づくり(緑の事業体)
<https://openhouse.kyomokumoku.net/>



付) 用語解説

京都府産木材認証制度	京都府産木材の利用推進による地球温暖化防止を目的とする制度（平成16年度京都府制定）
京都府産木材	京都府内の森林から、合法的に伐採された樹木を材料とする木材
京都府産木材証明書	京都府産の木材であることを証する書面
ウッドマイレージCO ₂	木材の輸送過程における二酸化炭素の排出量で、基準に基づき算出されたもの。環境負荷の評価基準となるもの。
ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証	京都府産木材の証明及びウッドマイレージCO ₂ 計算書の発行
京都の木証明	京都府産木材の証明
取扱事業体	京都府産木材認証又は京都府産木材証明の対象となる木材の生産、加工又は流通を行う事業体として京都府知事が認定した者
緑の事業体	京都府産木材認証又は京都府産木材証明の対象となる木材を使用して建築（緑の工務店）又は設計（緑の設計事務所）を推進する事業体として、京都府知事が登録した者
指定認証機関	京都府産木材認証及び京都府産木材証明を行う機関として京都府知事が指定した者（京都府木材組合連合会）
認証機関登録事業体	指定認証機関により認定及び登録された事業体
京都府産木材認証	取扱事業体によって生産、加工及び流通された木材に対して、指定認証機関が京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO ₂ 計算書を発行すること
京都府産木材証明	取扱事業体又は認証機関登録事業体によって生産、加工及び流通された木材に対して、指定認証機関が京都府産木材証明書を発行すること
京都府産木材利用推進協議会	京都府産木材の利用及び販売を促進するため、全ての取扱事業体及び緑の事業体並びに認証機関登録事業体が構成員として組織する協議会
京都府（市）地球温暖化対策条例	府（市）民ぐるみで地球温暖化を防止するための対策等を定めたもの。地域産材の利用は森林の保全を通じた地球温暖化防止に繋がるため、一定規模以上の建築物には府内産木材の利用を義務づけている。